

# 令和2年度 熊谷市再生可能エネルギー・省エネルギー設備

## 設置費補助金のお知らせ

熊谷市では、市内の住宅に再生可能エネルギー・省エネルギー設備を設置した方に、「まち元気」熊谷市商品券で補助金を交付します。

### 1 補助対象設備（複数種類の設備の申請が可能です。同じ種類の設備の複数申請はできません。）

補助対象設備	申請できる人		補助金額	
	市民	事業者	補助金額	上限額
太陽光発電システム（電力会社と余剰電力の買取契約を締結しているもの）	○	○	1kW あたり 20,000 円	100,000 円
太陽熱利用システム【自然循環型】	○		10,000 円	一律
太陽熱利用システム【強制循環型】	○		30,000 円	一律
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	○		補助対象経費の 5%	50,000 円
家庭用蓄電システム	○		補助対象経費の 5%	50,000 円
住宅用エネルギーマネジメントシステム（HEMS）	○		20,000 円	一律
地中熱利用システム	○		補助対象経費の 5%	100,000 円

※補助金額は、1,000 円未満切り捨てとなります。太陽光発電システムは、太陽電池モジュールの最大出力値の小数点以下第2位までを算出した数字で補助金額を算出してください。

### 2 申請期間・申請方法

必要な申請書類をすべて揃え、下記提出先へご提出ください。※郵送不可・代理人提出可

○申請期間：令和2年4月1日（水）～令和3年3月31日（水）

設置日が令和2年4月1日～令和3年3月31日までの機器が補助金の対象となります。

※申請期間内に申請に必要な書類が提出できない事情がある場合は、必ず事前にご相談ください。事前にご相談がない場合は、いかなる場合であっても受付できません。

※受付期間中でも、予算額に達した場合は受付を終了させていただくことがあります。

※「設置日」とは、機器の種類ごとに規定する下記の表の日をいいます。

補助対象設備	設置日
太陽光発電システム	系統連系日（購入開始日）
その他の設備	製品保証書記載の「購入日」または「設備引渡日」

○申請書提出先：熊谷市環境部環境政策課

〒360-0114 熊谷市江南中央1丁目1番地（江南庁舎 2階南側）

☎048-536-1547

※熊谷市役所本庁舎・大里庁舎・妻沼庁舎では受付けておりませんのでご注意ください。

### 3 補助金を受けることのできる方（申請者）

補助金を受けるには、次の要件を満たしている必要があります。

#### ①個人が申請する場合

- (1) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までのあいだに、市内の住宅(申請者の住民基本台帳の登録地)に、未使用の設備を設置していること。ただし、申請者が設置する住宅の所有者でない場合は、当該住宅の所有者の同意を得ていること。
- (2) 設備を設置した住宅等に、建築基準法、都市計画法、その他関係法令に違反がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団と関係を有していない者であること。
- (4) 設置した住宅に、過去に市からの補助金を受けた同じ種類の設備がないこと。(過去に補助金の交付を受けた設備の増設または付替えは補助対象外となります。ただし、補助金を受けた以後、要綱で定める耐用年数を経過した設備の場合は、この限りではありません。)
- (5) 補助金申請時において、市税の滞納がないこと。
- (6) 申請者が設置した設備を要綱で定める耐用年数以上使用すること。
- (7) 市が協力を求めた場合、市に対して設備のデータ等の報告ができること。

#### ②事業者が申請する場合(太陽光発電システムのみ)

- (1) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までのあいだに、市内の事業所に未使用の設備を設置していること。
- (2) 補助対象となる設備を設置した事業所が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。
- (3) 上記個人が申請する場合の(2)～(7)に準じる。

#### 補助対象設備ごとの耐用年数

補助対象設備	耐用年数
太陽光発電システム	17年
太陽熱利用システム【自然循環型】	15年
太陽熱利用システム【強制循環型】	15年
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	6年
家庭用蓄電システム	6年
住宅用エネルギーマネジメントシステム(HEMS)	5年
地中熱利用システム	6年



## 4 補助対象設備の要件

補助対象設備ごとに定める要件を満たしていることが必要です。設備は中古不可。

補助対象設備	要件
太陽光発電システム ※太陽光発電システム補助金は、「住宅用」「業務用」があり、「住宅用」は集合住宅の管理組合が共用部分の使用のために設置し余剰電力の売電契約を締結している場合も対象になりますので、該当する場合は個別にご確認ください。	(1) 設置した太陽電池モジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所の「太陽電池モジュール」相当の認定を受けていること。 (2) 申請者が電力会社との間で電力受給契約を結び、余剰電力の買取契約を締結していること。 ※発電量全量を売電する場合は補助対象外 ※補助金額は、太陽電池モジュールの最大出力数のkW数で算出する。
太陽熱利用システム【自然循環型】	太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する自然循環型の太陽熱温水器で、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたものであること。
太陽熱利用システム【強制循環型】	不凍液等の強制循環によって熱輸送を行う太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯等に利用するソーラーシステムで、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたものであること。(空気集熱型を含む)
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	国が実施する一般社団法人燃料電池普及促進協会の「家庭用燃料電池システム導入支援事業補助金」の対象機種であること。
家庭用蓄電システム	国が実施する一般社団法人環境共創イニシアチブの「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業」の蓄電システム登録済製品であること。
住宅用エネルギー管理システム (HEMS)	(1) ECHONET Lite(一般社団法人エコネットコンソーシアムが策定した通信規格)を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。 (2) エネルギー使用の効率化及び電力需要の制御を図る機能を有しているものであること。
地中熱利用システム	(1) 4m以上の適切な深度又は総延長を有し、地中の熱を熱源として空調又は給湯に利用する地中熱利用システムであること。 (2) 年間エネルギー消費効率が3.0以上であること。ただし、パッシブ地中熱システムの場合はこの限りではない。

## 5 申請から交付までの流れ

- (1) 「熊谷市再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費補助金申請書（様式第1号）」を市（環境政策課）へ提出する。（必ず設置後に申請してください。）

### 申請書の添付書類

- ①設備の設置に要した経費の領収書の写し
- ②設置工事費内訳書（太陽光発電システムは様式第2号、その他の設備は様式第2号の2）
- ③ア 太陽光発電システムは、太陽電池モジュールの公称最大出力値が確認できる配置図等  
イ 地中熱利用システムは、掘削孔の深度及び設備の設置位置等が確認できる施工図面等
- ④太陽光発電システム以外の設備は、設備の保証書の写し
- ⑤地中熱利用システムはパンフレット等の写し（設備の規格がわかるもの）
- ⑥設備全体が確認できる設置工事完了後の現況写真（地中熱利用システムは設置前の写真、太陽光発電システム以外の設備は、設備全体のほかに型式及び製造番号を確認できる写真も含む。）
- ⑦「発電設備連系完了のお知らせ」の写しまたは「購入実績お知らせサービス」のWebサイトの、購入開始年月日が記載されたページをプリントしたものなど、系統連系の完了を確認できる書類（太陽光発電システム）
- ⑧設備を設置した住宅の所有者と申請者が異なる場合は、設置同意書（様式第3号）
- ⑨その他市長が必要と認める書類

※申請書等の記載事項を訂正する場合は、必ず使用した印鑑を訂正箇所に押しいただくか、捨印を押してください。（金額の訂正は捨印ではできません。）

※押印には必ず朱肉を使用してください。（シャチハタ不可）

- (2) 市（環境政策課）が申請者に補助金交付決定通知書を送付する。

市が申請者に送付するもの ※補助金申請は月締めとし、交付決定は申請の翌月中旬を予定  
再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費補助金交付決定通知書（様式第4号）

- (3) 申請者が市（環境政策課）で「まち元気」熊谷市商品券を受け取る。

### 窓口へ持参するもの

- ①再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費補助金交付決定通知書（様式第4号）
- ②補助金申請書（様式第1号）に使用した印鑑
- ③本人確認のできる身分証明書

※補助金は商品券での交付になりますので、江南庁舎2階南側環境政策課のみでのお渡しとなります。市役所本庁舎及び大里庁舎・妻沼庁舎でのお渡しはできません。

「まち元気」熊谷市商品券の有効期限は、令和3年12月31日となります。

## 6 申請にあたっての注意事項

- (1) 書類の作成にあたっては、消えるボールペン、鉛筆書きによるものは不可です。また、押印にスタンプ印（シャチハタ印）は使用できません。
- (2) 提出された書類は、結果を問わず返却いたしません。
- (3) 補助金申請時において市税等の滞納がないことを確認するために、環境政策課から関係部署に確認します。確認することに同意いただけない場合は、熊谷市発行の市税納税証明書（熊谷市税条例施行規則 様式第42号その2）の添付をお願いいたします。
- (4) 設備の設置及び使用により生ずる光の反射や騒音等の発生防止に配慮し、周辺環境の保全に努めてください。
- (5) 補助対象経費として計上可能な項目は、次ページの補助対象経費一覧のとおりです。

補助対象経費一覧

設備の種類	補助対象経費
(1)太陽光発電システム	ア 太陽電池モジュール イ 架台 ウ パワーコンディショナ（インバータ、保護装置） エ 付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等） オ 設置工事に要する費用（据付、配線工事等）
(2)住宅用太陽熱利用システム	ア 設備本体（集熱器、蓄熱槽等） イ 付属機器（集熱配管、リモコン等） ウ 設置工事に要する費用（架台、据付、配線、配管工事等）
(3)家庭用燃料電池システム	ア 設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等） イ 付属機器（リモコン等） ウ 設置工事に要する費用（据付、配線、配管工事等）
(4)家庭用蓄電システム	ア 設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等） イ 付属機器（計測・表示装置、キュービクル等） ウ 設置工事に要する費用（据付、配線工事等）
(5)住宅用エネルギー マネジメントシステム	ア 設備本体（機器、データ集約機器、通信装置（ゲートウェイ装置等）、制御装置、モニター装置（独自端末等の汎用タブレットは不可）、計測機器） イ 付属機器 ウ 設置工事に要する費用
(6)地中熱利用システム	ア 設備本体（採熱パイプ、ヒートポンプ、循環ポンプ、バッファタンク） イ 付属機器（リモコン等） ウ 設置工事に要する費用（採熱井掘削、据付、配線、配管工事等（熱源水側のみ））



☆その他の省エネ設備の補助金について☆  
住宅に設置したV2Hに対する補助制度  
「電気自動車充電設備（V2H）」（上限5万円）も  
令和元年度から開始されました。  
詳細は補助金のお知らせを御確認ください。

お問い合わせ先

〒360-0114 熊谷市江南中央1丁目1番地 江南庁舎  
熊谷市環境部環境政策課 環境政策係 ☎048-536-1547